

# 合併協定書

麻生町  
北浦町  
玉造町

## 合併協定書

### 1 合併の方式

合併の方式は、行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年9月2日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、なめがたし  
行方市とする。

### 4 新市の事務所の位置

- (1)新市庁舎建設までの条例上の事務所の位置は、現在の麻生町役場の位置とする。
- (2)新市庁舎については、合併後可能な限り速やかに、新市の中央付近に建設することとし、かつ、新市長誕生後直ちに、庁舎建設に係る検討組織を設置するものとする。

### 5 財産の取扱い

- (1)3町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2)基金については、再編統合を行い、新市において必要な基金を創設する。  
なお、施設整備等に係る特定の目的の基金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1)3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成19年3月31日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。
- (2)新市の議会議員の定数は、24人とする。

### 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1)3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2)新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、24人とする。

### 8 地域審議会、地域自治組織の取扱い

地域審議会、地域自治組織については、いずれも設置しないものとする。

## 9 地方税の取扱い

(1)個人町民税，法人町民税，固定資産税，軽自動車税，たばこ税，特別土地保有税は市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ただし，個人町民税，固定資産税，軽自動車税の納期については，合併時に統一する。

また，固定資産税過誤納返還金の取扱いについては，合併時に統一する。

(2)入湯税については，麻生町の制度により市税として新市に引き継ぐものとする。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

(1)3町の一般職の職員は，新市の職員として引き継ぐものとする。

(2)職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努めるものとする。

(3)職員の職名及び職務の級，給与制度等については，他の自治体の例などを参考に調整し，統一を図るものとする。

## 11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員等については，その設置，人数，任期等について，法令等の定めるところに従い調整する。法令等に定めがない場合は，新市において必要に応じて新たに設置する。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定にあたっては，合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。

①新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行させる必要があるもの

②新市発足後，逐次制定し，施行させるもの

③新市発足後，新たな条例又は規則が制定されるまでの間，引き続き一定の地域に暫定的に施行されるもの

## 13 事務組織及び機構の取扱い

(1)現在の3町の庁舎を有効活用した組織及び機構とし，合併時まで調整する。

(2)新市の組織及び機構は，住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。

(3)新市の組織及び機構は，定員の適正化を図りながら，次の方針に基づき，順次段階を追ってより効率的体制を整備する。

①住民が利用しやすく，住民の声を適正に反映できる組織・機構

②簡素かつ効率的で，指揮命令系統，責任の所在が明確な組織・機構

③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

④地方分権時代における新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

⑤事務の効率化，住民の利便性を図るための電子行政の推進

## 14 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合については，次の方針に基づき調整する。

- ① 3町で構成する一部事務組合（麻生町外2町環境美化組合）は、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務、財産（債務を含む）及び一般職の職員について、すべて新市に引き継ぐものとする。
- ② 3町以外にも構成団体がある一部事務組合（茨城県市町村総合事務組合、茨城租税債権管理機構及び鹿行地方広域市町村圏事務組合）については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

#### 15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。  
ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民負担の公平性の観点から、可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- (2) 手数料については、3町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本にサービスに対する適正な負担額を検討し、合併時に統一する。

#### 16 公共的団体等の取扱い

- (1) 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
  - ① 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。
  - ② 3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
  - ③ 3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体には、将来統合するよう調整に努める。
  - ④ その他の団体については、個別に検討し必要な調整に努める。
- (2) 北浦町土地開発公社及び玉造町開発公社については、新市の公社として引き継ぐものとする。

#### 17 補助金、交付金等の取扱い

- 補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図るものとする。
- ① 3町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
  - ② 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。
  - ③ 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

#### 18 町名・字名の取扱い

- 大字の区域については、現行のとおりとし、名称については、次のとおりとする。
- ① 麻生町の「大字」は削除し、名称は、現行のとおりとする。
  - ② 北浦町の大字的名称は、現行のとおりとする。
  - ③ 玉造町の大字的名称は、合併前に現町において調整する。

## 19 慣行の取扱い

市章，市民憲章，市の花・木・鳥等は，新市において調整する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

(1)税率，納期，給付内容，高額療養費貸付，健康づくり事業については，平成18年度より統一するよう調整する。

(2)運営協議会については，合併時に統一する。

## 21 介護保険事業の取扱い

(1)保険料については，第3期介護保険事業計画に基づき平成18年度から統一する。

(2)納期については，合併時に北浦町の制度を基に統一する。

(3)認定審査については，現行のとおりとする。

(4)市町村特別給付については，合併時に玉造町の制度を基に統一する。

(5)居宅介護支援事業所については，合併時に新市の事業所を設置する。

## 22 行政区の取扱い

区長及び班長の制度は，現行制度を基本に新市に引き継ぎ，合併後速やかに新市の制度を創設する。

## 23 電算システムの取扱い

電算システム業務については，合併時に電算システムを統合し，住民サービスの低下を招かないように努める。

ただし，単独処理業務において差異のあるシステムについては，新市において調整する。

## 24 各種事務事業の取扱い

### 24-1 広報広聴関係事業

(1)広報紙については，毎月1回発行し，各戸への配布は，当面現行のとおりとする。その他の広報紙は，合併時まで調整する。

(2)広聴関係については，現在の各町の制度を基本に新市において新たに創設する。

(3)地区懇談会及び行政相談については，現在の各町の制度を基本に新市において制度化を図る。

### 24-2 消防防災関係事業

(1)消防団については，支団制度により合併時に統合し，新市において3年を目途に組織の見直しを図る。

①3町の団員及び消防施設については，新市に引き継ぐものとする。

②組織，報酬，出張手当，出場手当，行事，大会等は，合併時まで調整する。

(2)防災関係については，災害時に支障をきたさぬよう調整する。

①防災会議，災害対策本部については，合併時に新たに設置する。

②地域防災計画については，合併後速やかに策定する。

- ③防災無線については、合併後統合するよう調整する。
- ④防犯灯については、合併時までに調整する。
- (3)県民交通災害事務については、合併時までに調整する。

#### 24-3 納税関係事業

- (1)納税組合については、奨励金（報奨金）、補助金、優良納税組合表彰を廃止し、納税協力員（組合長）報酬は、統一するよう調整する。
- (2)ナンバープレート再交付弁償金については、北浦町の制度に統一する。
- (3)申告受付については、電算化を図り3庁舎で行う。
- (4)税証明手数料については、基本的には現行のとおりとする。  
ただし、1筆、1事項、1件の取扱いについては、合併時に統一する。

#### 24-4 窓口業務

住民サービスが低下しないよう配慮し合併時までに統一する。

- ①住民基本台帳、印鑑登録、戸籍事務及び各種証明書等の発行については、原則3庁舎で行うものとする。  
ただし、外国人登録事務については、合併時までに調整する。
- ②土、日、祝日及び昼休み等の対応については、合併時までに調整する。

#### 24-5 環境対策事業

- (1)ゴミの収集処理等の業務は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
ただし、紙類、粗大ゴミ収集については、合併時までに調整する。
- (2)ゴミ処理に関するその他諸制度は、合併時までに調整する。
- (3)3町のし尿処理施設は、新市に引き継ぐものとする。

#### 24-6 保健衛生事業

- (1)3町の保健センターは、地域の保健拠点として、新市に引き継ぐものとする。
  - ①健康づくり推進組織は、合併時に統一する。
  - ②訪問指導、健康教育、健康相談は、現行のとおりとする。
  - ③各種検診（成人保健）、（母子保健）、予防接種は、合併時までに調整する。
  - ④献血は、報償費を統一し、現行のとおり実施する。
- (2)健康増進施設は、新市に引き継ぐものとする。

#### 24-7 福祉関係事業

##### 【高齢福祉】

- (1)国又は県が定める制度に基づき実施している事業については、次のとおりとする。
  - ①3町に差異のないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - ②3町に差異のあるものについては、3町の均衡が保たれ制度の趣旨及び目的が効果的に機能するよう留意し、合併時までに調整する。
- (2)各町が独自に実施している事業で、差異のあるものについては、地域の実情に配慮し、

均一的、総合的サービス提供の観点に留意し、合併時までに調整する。

①敬老事業については、新市に引き継ぐものとする。事業内容については、各町のこれまでの取り組みの経緯を踏まえ、合併時までに調整する。

ただし、金婚祝賀会については、合併時に廃止する。

②高齢者住宅整備費補助事業については、合併時に廃止する。

#### 【児童福祉】

(1)児童手当、児童扶養手当等の国又は県が定める制度に基づき実施している事業で3町に差異がないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2)保育所保育料については、国の徴収基準及び近隣市町村の保育料を参考に合併時までに調整する。

(3)私立保育所助成については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。

ただし、保育所給食費補助については、合併時に廃止する。

(4)医療費助成(町)については、現行のサービスを低下させないことを原則に調整し統一する。

(5)子育て支援事業については、現行のサービスを低下させないことを原則に、新市において調整する。

(6)次世代育成事業については、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、地域行動計画を新市において新たに策定する。

#### 【社会福祉】

(1)生活保護については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

(2)国又は県等が定める制度に基づき実施している事業で3町に差異がないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3)各町が独自で実施している事業については、これまでの取り組みの経緯や今後の福祉施策の方向性を総合的に検討し、合併時までに調整する。

①心身障害者福祉作業所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、就業時間等については、合併時までに調整し統一する。

②重度心身障害者福祉タクシー事業については、合併時に玉造町の制度を基に統一する。

③戦没者追悼式については、合併年度は旧町単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し調整する。

④災害弔慰金については、合併時に北浦町の制度を基に統一する。

⑤災害見舞金については、合併時に廃止する。

(4)民生委員協議会については、合併時までに調整する。

(5)保護司会及び更生保護女性会については、合併時までに調整する。

(6)日本赤十字社関係事務については、合併時までに調整する。

#### 24-8 農林水産関係事業

(1)整備計画等については、新市において新たに策定する。

(2)農業経営改善支援体制整備事業、農業振興推進事業については、新市において再編する。

(3)農業用廃ビニール収集処理事業については、合併時までに調整する。

- (4)土壌消毒用空缶処理事業については、合併時に統一する。
- (5)農作物危被害防止事業については、合併時に統一する。
- (6)転作事業については、国の制度を踏まえ、新市において調整する。
- (7)土地改良事業については、新市において調整する。
- (8)病虫害防除対策事業については、合併時までに調整する。
- (9)畜産事業については、合併時に統一する。
- (10)林業事業については、合併時に統一する。
- (11)漁業事業については、合併時までに調整する。

#### 24-9 商工・観光関係事業

- (1)商工会及び観光協会等については、早期に合併できるよう調整する。
- (2)観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3)市町村中小企業金融制度については、合併時に統一する。
- (4)イベント事業については、新市において内容を検討し再編する。
- (5)勤労福祉施設資金貸付事業については、合併時に廃止する。
- (6)他市町村との交流事業については、交流先・内容を検討し、合併後も実施する。
- (7)消費者行政事業については、合併時に統一する。

#### 24-10 建設関係事業

##### 【建設・都市計画・用地】

- (1)建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- (2)道路維持管理については、合併時までに統一する。
- (3)町営住宅の入居者選考、管理等については、合併時までに統一する。
- (4)公園については、合併時に管理部門を統一し、管理費、借地料については、基準を明確にし、合併後統一する。
- (5)都市計画については、合併後速やかに一つの都市計画区域とするよう調整する。
- (6)開発行為の取扱いについては、合併時までに統一する。
- (7)道路整備に関する用地取得については、県用地取得取扱要領を準用し、買収価格の算定方法については、麻生町の例を基に合併時までに調整する。

##### 【下水道】

- (1)受益者負担金・分担金の料金及び一括納付に対する報奨金については、現行のとおりとする。  
ただし、納期については、合併時に統一する。
- (2)排水設備指定工事店の有効期間は、麻生町の制度に統一する。  
ただし、指定工事店登録手数料等については、玉造町の制度に統一する。
- (3)下水道使用料の料金については、現行のとおりとする。
- (4)排水設備工事資金斡旋・利子補給については、玉造町の制度に統一する。  
ただし、補助金については、現行のとおりとする。
- (5)農業集落排水事業については、現行のとおりとする。

#### 24-11 上水道事業

- (1)合併後3年を目途に水道事業基本計画を策定し事業を統合する。
- (2)水道料金、加入金については、合併時は現行のとおりとし、水道事業基本計画の策定と合わせて合併後3年を目途に統一する。
- (3)工業用水については、現行のとおりとする。
- (4)手数料、検針、料金徴収については、合併時まで調整する。
- (5)指定給水装置工事事業者及び漏水時の対応については、合併時に統一する。

#### 24-12 学校教育事業

- (1)公立幼稚園の入園料、授業料、保育時間については、合併時に統一する。  
また、対象園児、預かり保育、通園方法については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2)公立幼稚園就園奨励補助金及び私立幼稚園就園奨励補助金については、合併時に統一する。
- (3)公立小学校、公立中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4)障害別特殊学級については、現行のとおりとする。
- (5)英語指導助手事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (6)就学援助事業については、合併時に統一する。
- (7)遠距離通学交付金事業については、合併時に統一する。
- (8)中学生海外派遣事業については、新市において調整する。
- (9)学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐものとする。
- (10)給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。

#### 24-13 生涯学習事業

- (1)公民館については、現行のとおり新市に引継ぎ、休館日、開館時間については、合併時に統一する。
- (2)公民館各種講座については、地域の実情を考慮し新市において調整する。
- (3)図書館及び図書室については、現行のとおり新市に引継ぎ、相互利用を推進するよう調整する。
- (4)文化会館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5)生涯学習及び社会教育関係事業、芸術・文化事業については、新市において再編する。
- (6)成人式については、新市において調整する。
- (7)国、県、町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (8)文化財保護事業については、現行のとおりとする。
- (9)体育祭については、開催方法、開催場所等を、新市において調整する。
- (10)各種スポーツ大会、スポーツ教室については、合併後速やかに調整する。
- (11)学校施設の開放については、現行のとおりとする。
- (12)社会体育施設等については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

25 新市建設計画

別添，新市建設計画に定めるとおりとする。

26 その他

協定項目中，「合併時に統一する。」とした事務事業等については，合併の期日が年度中途であることから，住民生活への影響や混乱を避けるため，平成18年4月1日に統一することを基本とする。

ただし，組織，予算，窓口手数料など合併時に統一をしなければならないものについては，これを妨げるものではない。

調 印 書

行方郡麻生町，同郡北浦町及び同郡玉造町は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく行方郡合併協議会において，上記のとおり合併に関する協議が整ったので，ここに調印する。

平成17年 2月25日

麻生町長 横山 忠市

北浦町長 伊藤 孝一

玉造町長 坂本 俊彦